

築山小学校いじめ防止基本方針

令和6年2月1日 改訂版

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

本校におけるいじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」（第2条）に準ずるものとする。

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである。
- (2) いじめは、人として絶対に許されないことで、時として人権侵害、犯罪行為として罰されることがある。
- (3) いじめられた子どもの立場に立った親身な対応をするとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- (4) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) 学校と家庭・地域社会、関係機関などの関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって、いじめ問題に対応する。

3 いじめの未然防止(早期発見・早期対応)等に関する取組

“認め、ほめ、励まし、伸ばす”教育指導を基盤に、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる一人一人の居場所のある魅力ある学校づくりを進める。

そのために、学校において、児童に居場所と絆を感じさせることで、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めていく。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さない、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さのことである。

- (1) 学校・学年行事の工夫「絆づくり」
 - ① 児童が主体的に取り組む魅力ある教育活動を展開する。
 - ② リーダーを中心に、児童一人一人が活躍できる学校行事を実施する。
- (2) 各教科での授業改善の推進
 - ① すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫し、分かる授業づくりに努める。
 - ② チャイム前着席、黙想の実施など、学習規律を徹底する。
 - ③ 教師全員が研究授業を行い、互いの授業を参観し合い、授業力向上に努める。
- (3) 道徳教育、心の教育、人権教育の充実
 - <道徳教育の充実>
 - ① 道徳に関する資料の活用を通し、命の大切さについて指導の充実を図る。
 - ② 道徳の時間を要とし、あらゆる教育活動を通じて、児童一人一人の道徳性の育成を図る。
 - <心の教育の充実>
 - ① 「元気・夢・思いやり」のある児童の育成を目指す。

② 「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」を確実に実施する。

<人権教育の充実>

① 人権学習月間（6月・9月・11月）には、児童が互いに励まし合い、認め合い、支え合う関係へと子どもをつなぐ取組を実施する。

② エンカウンターを取り入れた異学年交流活動を通して、全職員で児童による仲間づくりを推進する。

③ 人権学習の授業等を通して、資料や他の人の思いに自分を重ねる経験を積むことで、差別や不合理を見抜き、解決していく実践力をもった児童の育成に努める。

(4) 児童会活動の充実と「築山っ子宣言」の活用

① いじめをなくす宣言の各クラスへの掲示と周知・啓発に努める。

② 人権子ども集会への参加と「人権集会」での活動報告を実施する。

③ 縦割りふれあい活動を活性化させ、児童相互の好ましい人間関係を育成する。

4 早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等)

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そこで、①児童の些細な変化に気付くこと、②気付いた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応することを基本として早期発見に努める。特に、児童の人間関係が新しくなる年度始めの4月から5月と、長期休業明けの9月は、アンテナの感度を高める。

なお、問題兆候等の把握には、まず何よりも、一人一人の児童の見守りや日頃から児童との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築くことが不可欠である。

(1) 健康観察の充実

① 子どもは朝の時間帯に様々なサインを出しやすい傾向にあることを踏まえ、朝の時間を大切に健康観察に努め、登校状況については、職員室前の出席黒板に記録し、情報の共有化と迅速な対応を図る。

② ①に関連し、児童の気になる情報については、些細なことでも情報としての共有化と迅速な対応に努める。

③ 欠席児童に対しては、「愛の1・2・3+1運動」を実践し、不登校の未然防止及び、早期発見、早期解決に努める。

④ 児童が欠席しても家庭からの連絡がない場合や児童からの連絡のみの場合には、欠席1日目でも家庭訪問を実施する。

(2) いじめや学校生活等に関するアンケート等の実施

① 毎月1日に実施する「タマにゃんチェック」や、11月の「心のアンケート」をもとに教育相談を実施し、いじめの実態を把握する。早急な対応が必要な事案については、「6いじめに対する措置」に則り、速やかに対処する。

② 各アンケートの分析結果を教職員で共有し、改善点等について周知する。

③ 「いじめの未然防止と早期解決のためのチェックシート」による取組の点検を定期的に行い、いじめ問題の未然防止に努め、早期発見により、深刻になる前に対処できるようにする。

④ アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合においても、必要に応じてその結果を児童や保護者、地域住民向けに公表する。

(3) 相談体制の整備

① いじめ等情報集約担当として教頭、主幹教諭、人権教育主任、生徒指導担当が担当する。

- ② カウンセリングやコーチングの研修等、教職員が子どもとの良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築くことを通して、児童が身の周りで起きているいじめを教職員に率直に相談することができるように努める。
 - ③ いじめ早期発見の保護者アンケートを配付し、各家庭による発見体制を整える。
 - ④ 定期的な教育相談（個別面談）を実施し、実態の把握に努める。早急な対応が必要な事案については、「6 いじめに対する措置」に則り速やかに対応する。
 - ⑤ 面談等が予定通りに進んでいるかといった進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのか集約を行い、周知する。
 - ⑥ 教育相談以外でも常時、相談ができるような環境（養護教諭を中心に）を設ける。また、必要があれば、玉名中学校区のスクールカウンセラーとの相談の場をもつ。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ① 随時、児童や保護者に対して、携帯電話等の使い方についての情報を発信するなど、啓発に努める。
 - ② 携帯電話及びスマートフォンの使用規定を各家庭で作成するよう啓発する。
- (5) 家庭・地域社会との連携
- ① 学校のいじめへの対処方針をはじめ、いじめの問題等の児童指導上の課題については、PTAの会合等で全ての保護者に働きかけを行い、日頃から情報を積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。
 - ③ 保護者からの訴えやいじめに関する情報には誠意をもって対応する。
 - ③ いじめの問題に関し、学校と保護者や地域の代表者との協議の場として学校運営協議会を位置付け、家庭・地域社会との連携した対策の推進を積極的に図る。
- (6) 「特別支援校内委員会」や「子どもを見つめる会」の充実
- ① 毎月1回の「特別支援校内委員会」や「子どもを見つめる会」の中で、上記の取組内容の成果や課題について取り上げ、組織として、取組の方向性を協議し、学年化・学級化に努める。
 - ② 毎週水曜日の「学年会」の中で、学年部の児童の様子について共通理解を図る。また、「学年ノート」にその内容を記録し、「特別支援校内委員会」での協議資料とする。
 - ③ ①の内容については、必要に応じて企画委員会等で報告する。

5 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

学校内外で起きているいじめに関する情報を学校全体で共有し、協働して解決が図れるよう、必要に応じて、外部の専門機関等と連携しながら対応する。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行う。

また、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮のもとでのケアや指導に努める。

傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる指導とともに、臨時の全校集会や児童総会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

(1) いじめの事実確認

- ① いじめを受けている児童のきつさや思いをしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

- ② 一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡するなどの教育的な配慮に留意する。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援
 - ① いじめを受けた児童の安全を最優先で確保し、担任だけでなく、組織的に児童及び保護者の支援をする。
 - ② スクールカウンセラーと連携し、ケアを行う。
 - ③ 解決したと判断した後も、いじめを受けた児童の状況を見守る。
- (3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言
 - ① いじめを行った児童に対する指導に当たっては、人格の成長を主眼にして指導、支援を行う。
 - ② 当該いじめの状況に応じて必要な組織をつくり、組織的に指導、支援を行う。
 - ③ 組織については、生徒指導・いじめ防止対策担当者、学年主任がリードをして組織する。校長・教頭・主幹教諭との情報の共有を図る。(報告・連絡・相談の徹底)
 - ④ 校長・教頭は、組織的な指導ができてきているか点検し、適切な指導を行う。
 - ⑤ 解決したと判断した後も、いじめを行った児童の状況を見守り、必要に応じて指導を行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、玉名警察の生活安全課と連携した対応をする。
 - ① 当該いじめが犯罪行為として取り扱うかどうか、校長、教頭を含めた検討会議を行い、判断する。
 - ② 当該いじめが犯罪行為と判断されたら、玉名市教育委員会の指導の下、教頭を窓口として玉名警察署生活安全課に相談する。

6 重大事態の定義

「重大事態」とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき、及び、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいう。(いじめ防止対策推進法第28条)

また、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等に当たる。(「いじめの防止等のための基本的な方針」)

7 重大事態への対処

いじめが背景として疑われる重大事態への対応のため、県及び県教育委員会が整備する標準的な手続きや留意点を示すマニュアルを効果的に活用する。

- (1) **重大事態**とは、以下に示す項目等、いじめを受けた児童の状況に着目して、判断する。
 - 一 児童が自殺を図った場合
 - 一 身体に重大な障がいを負った場合
 - 一 財産等に重大な被害を被った場合
 - 一 精神性の疾患を発症した場合
 - 一 連続して欠席している場合

- (2) 児童や保護者からいじめられて上記事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で、学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と判断しても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。
- ① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
- 十分な聴き取りを行うと同時に、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。情報を提供してくれた児童を守ることを最優先に調査を実施する。
 - 調査結果をもとにいじめた児童への指導を行い、いじめ行為をただちに止めさせる。
 - いじめられた児童に対しては状況に合わせたケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
- 当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - 当該児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、自殺の背景調査を行う事とする。この調査に当たっては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。
- (3) 調査結果の提供及び報告
- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任を踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ② 調査結果については、玉名市教育委員会へ報告する。
- (4) いじめ防止等対応委員会の設置

学校での判断や調査では対応が困難な重大事態が生じた場合には、「いじめ防止等対応委員会」を設置し、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとともに、本委員会を開催して問題に対処する。

構成員は、以下のとおりとする。

- ① 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、該当学年主任、保健主事、人権教育主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任
- ② 心理の専門家としてのスクールカウンセラー
- ③ 福祉の専門家としての子育て支援課相談員
- ④ 保護者代表としてのPTA会長
- ⑤ 第三者的立場からの学校運営協議会会長

なお、加害児童に対して必要な教育的な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが難しい場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、玉名市教育委員会に報告し、玉名警察署と連携した対応をする。

また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに玉名警察署に通報し、援助を求める。